

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（国土交通省）

制 度 名	国土調査法第 3 2 条の 2 第 1 項による代位登記の非課税措置の拡充					
税 目	登録免許税					
要 望 の 内 容	<p>国土調査法第 3 2 条の 2 第 1 項に基づき、地方公共団体又は土地改良区等は、地籍調査において土地の合併があったものとして調査を行う必要がある場合、当該土地の表題部所有者若しくは所有権登記名義人又はその相続人に代わり、</p> <p>①土地の表題部所有者又は所有権登記名義人の氏名、名称、住所についての変更の登記又は更正の登記、②所有権の保存の登記、③相続による移転の登記を申請することができる。</p> <p>今般、国土調査法等を改正し、国土調査を適正かつ確実にを行うことができると認められる一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人についても、都道府県又は市町村が国土調査の実施自体を委託できることとする方策を検討している。当該法人が地籍調査を実施する場合、地方公共団体等が調査を実施する場合と同様、上記代位登記を行う必要が生じるが、既に実施が認められている土地改良区等の実施主体については、登録免許税法第 5 条第 8 号により非課税措置が認められていることから、当該民間団体が行う代位登記についても、同様の非課税措置が受けられるよう要望するものである。</p> <table border="1" data-bbox="475 792 1489 891"> <tr> <td data-bbox="475 792 1015 891">国土調査法第 3 2 条、第 3 2 条の 2 第 1 項、地籍調査作業規程準則第 2 5 条、第 2 6 条、第 2 7 条</td> <td data-bbox="1015 792 1220 891">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1220 792 1489 891">5 百万円 —</td> </tr> </table>			国土調査法第 3 2 条、第 3 2 条の 2 第 1 項、地籍調査作業規程準則第 2 5 条、第 2 6 条、第 2 7 条	減収見込額 （平年度）	5 百万円 —
国土調査法第 3 2 条、第 3 2 条の 2 第 1 項、地籍調査作業規程準則第 2 5 条、第 2 6 条、第 2 7 条	減収見込額 （平年度）	5 百万円 —				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>これまで地籍調査は主に市町村等が実施してきたが、財政状況や、行政需要の多様化等により調査実施に対する優先度が低下しており、地籍調査の大幅な進捗を図ることが困難な状況となっている。そのため、民間活力による地籍調査の推進を図るため、国土調査を適正かつ確実にを行うことができると認められる一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人が実施主体として国土調査の実施自体を市町村等から受託できる制度を新たに導入することとしているが、地籍調査の実施に当たっては、必要となる代位登記に係る登録免許税を非課税とする特例措置を設ける必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国土調査は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため実施しているものである。その成果は、土地の最も基礎的な情報として、土地の有効活用の促進、公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化など様々な面で活用されている。その実施において、実際には土地所有者が同じ場合に合併があったものとして調査を進めることは、調査の適正な実施や効率化の観点から必要不可欠なものであり、新たに調査実施主体となる法人についても、その取扱いが可能となるよう、特例措置を適用する必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>①税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか</p> <p>地籍調査は、国民の貴重な土地資産の基礎となる境界情報を調査する重要な調査であるにも関わらず、その進捗率は全国で 48%、特に都市部では 20%と低位であり、その推進を図ることは今日的な合理性を有する。その推進を図るためには、現行の地方公共団体や土地改良区等に加え、民間活力を活用し、市町村等から委託を受けた法人についても、地籍調査を実施できるようにすることで、実施体制の強化を図る必要がある。</p> <p>②租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか</p> <p>地籍調査は、その成果が国土調査法に基づき登記所に送付され登記記録が改められることから、正確性の確保が極めて重要である。国土調査法第 3 2 条に規定する合併があったものとしての調査は、調査の正確性確保の上からも極めて重要な制度であることから、市町村等から委託を受け調査を実施する法人についても同制度を活用できるよう、当該制度に係る登録免許税を非課税にする必要がある。</p> <p>③租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか</p> <p>現行法で地籍調査の実施が認められている土地改良区等についても、登録免許税法第 5 条第 8 号の規定により非課税とされていることから、新たに地籍調査の実施主体となる法人についても、同様の税による対応が適当である。</p>					

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標37 地籍の整備等の国土調査を推進する 業績指標208 地籍が明確化された土地の面積
	政策の達成目標	138千km <sup>2</sup> （H20年度）→ 150千km <sup>2</sup> （H26年度）
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	地籍調査費負担金 一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界及び面積を調査・測量する。 平成22年度概算要求額 118億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国土調査法第32条の2第1項に基づく地方公共団体又は土地改良区等による代位登記の申請については、現在非課税措置が認められているところであり、市町村等から調査の実施自体の委託を受ける法人についても、税の公平性の観点から地方公共団体及び土地改良区等と同様に税の特例措置が認められることが適当であるため、予算上の措置での代替は困難である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		